

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 （ 単 票 ）

個人情報ファイルの名称		収納管理事務			
作成（修正）年月日	令和 7 年 5 月 30 日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	1 3 9
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称		総務部納税課	事務 区分	☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☒ 特定課共通事務⇒	[特定課名] 腰越支所、深沢支 所、大船支所、玉縄 支所、 ※ 1 生活福祉課、保険年 金課、介護保険課、 下水道経営課、こど も支援課、福祉総務 課
個人情報ファイルの利用目的		市税の収納管理			
特定個人情報の有無		☒ 有 ☐ 無	取扱 件数	☒ 1,000 件以上 ☐ 1,000 件未満	
記 録 項 目	戸 籍 的 事 項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☐ ☐			
	経 歴 能 力 等	☐ 学歴 ☒ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐ ☐			
	収 入 資 産 等	☒ 収入 ☒ 資産内容 ☒ 課税額 ☒ 公的扶助 ☐			
	個 人 の 生 活	☒ 家族構成 ☒ 扶養関係 ☒ 住居環境 ☒ 健康状態 ☒ 一人親家庭			
	そ の 他	☒ 相談内容 ☒ 苦 情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☒ FAX 番号 ☒ メールアドレス ☒ 個人識別符号 ☐ マイナンバー ☐ 印影 ☒ 口座内容 ☐ 画像 ☒ 納付情報			
	要配慮個人情報の 取扱い	☒ 有⇒ ☐ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☐ 病歴 ☒ 障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 医師等による指導・診療・調剤	☒ 法令等（名称：鎌倉市市税条例第 50 条第 4 項） ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
記 録 範 囲		鎌倉市の市税が賦課対象である者とその親族及び扶養者			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☒ 本人 以外⇒	収集先 収集の根拠	特別徴収義務者、税務署、日本年金機 構、市町村、金融機関、保険会社等 ☒ 法令等（名称：地方税法） ☐ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号）	

			□上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用	保有課名	継続用紙のとおり	個人情報ファイル簿の名称(番号)	継続用紙のとおり
	根 拠	継続用紙のとおり		
収 集 の 時 期	□定期（ 月～ 月） ■随時 □その他（ ）			
記 録 の 形 態	■文 書 ■電磁的記録（記録媒体：磁気ディスク） ■その他（CD-RW等）			
電子計算機の処理	□無 ■有 （個別システム名：税基幹システム、預貯金等照会システム）			
目 的 外 利 用	目的外利用課名	継続用紙のとおり	個人情報ファイル簿の名称(番号)	継続用紙のとおり
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 □第 1 項（法令）根拠法令（ ） □第 2 項第 1 号（本人同意） ■第 2 項第 2 号（上記以外の利用）		
記録情報の経常的提供先	□ 有⇒ ■ 無	提供先		
		個人情報の内容		
		提供の方法	□オンライン結合 □答申有 （□類型答申第 号 □個別答申第 号） □答申無（審議会への報告） □その他の方法（ ）	
		根拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 □第 1 項（法令）根拠法令（ ） □第 2 項第 1 号（本人同意） □第 2 項第 号（上記以外の利用） □答申有 （□類型答申第 号 □個別答申第 号） □答申無（審議会への報告）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18-10			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	—			
個人情報ファイルの種別	■ 法 第 60 条 第 2 項 第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無		■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—			
行政機関等匿名加工情報の概要	—			
作成された行政機関等匿名加工情報に関	—			

する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—
継 続 用 紙 使 用	☐ 無 ☒ 有

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 （継続用紙）

個人情報ファイルの名称	収納管理事務
-------------	--------

	1 個人情報の利用 利用の根拠：個人情報の保護に関する法律第 69 条（以下、事務の名称後（）内に該 当項及び号数を記載） （1）課名：市民課 事務の名称：202 住民基本台帳事務（第 2 項第 2 号個別答申第 9 号） （2）課名：市民税課 事務の名称：144 市民税・県民税賦課事務、143 軽自動車税事務（第 1 項） （3）課名：資産税課 事務の名称：145 固定資産税・都市計画税の評価・賦課事務（第 1 項） （4）課名：障害福祉課 事務の名称：358 身体障害者手帳事務（第 2 項第 1 号） 事務の名称：359 療育手帳事務（第 2 項第 1 号） 事務の名称：376 精神保健福祉手帳事務（第 2 項第 1 号） 2 目的外利用課名 利用の根拠：個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 1 号（それ以外の根拠については、事務の名称後（）内に該当項及び号数を記載） （1）こども家庭相談課 事務の名称：262 福祉資金貸付事務 （2）こども支援課 事務の名称：228 収納事務 （3）青少年課 事務の名称：280 子どもの家等管理運営事務 事務の名称：871 フリースクール等補助金事務 （4）生活福祉課 事務の名称：315 生活保護開始・廃止決定及び保護状況記録事務 事務の名称：318 中国在留邦人等支援事務 （5）商工課 事務の名称：183 鎌倉市中小企業融資条例に基づく融資事務及び関連事務 事務の名称：190 鎌倉市商工業元気アップ事業費補助金交付事務 事務の名称：193 商工業振興に係る補助金交付及び市税の軽減措置事務 （6）環境政策課 事務の名称：440 鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付事務
--	--

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 （継続用紙）

個人情報ファイルの名称	収納管理事務
-------------	--------

	（７）環境保全課
	事務の名称：473 鎌倉市動物愛護推進事業補助金交付事務
	事務の名称：475 鎌倉市飼い主のいない猫対策事業補助金交付事務
	事務の名称：476 マイクロチップ装着推進事業補助金交付事務
	事務の名称：479 鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例に基づく事務
	事務の名称：481 鎌倉市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱に基づく事務
	事務の名称：483 鎌倉市喫煙目的施設設置等補助金交付事務
	事務の名称：875 鎌倉市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事務
	（８）ごみ減量対策課
	事務の名称：449 生ごみ処理容器購入費助成金交付事務
	事務の名称：454 個別収集実施事務（事業系一般廃棄処理手数料徴収委託事務）
	事務の名称：457 家庭系一般廃棄物処理手数料徴収委託事務
	（９）地域のつながり課
	事務の名称：155 特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助金交付事務
	（10）財政課
	事務の名称：107 鎌倉市ふるさと寄附金推進事業
	（11）秘書課
	事務の名称：28 表彰事務（第２項第２号）
	（12）資産税課
	事務の名称：145 固定資産税・都市計画税の評価・賦課事務
	（13）福祉総務課
	事務の名称：882 鎌倉市福祉システム共通窓空き封筒有料広告掲載事業者募集要領に係る事務
	（14）介護保険課
	事務の名称：343 介護保険事務
	（15）農水課
	事務の名称：674 農地所有者等調査事務
	（16）都市整備総務課
	事務の名称：616 空家対策の推進に関する特別措置法に基づく事務（第１項）
	特定課共通事務
	※１ 預貯金等照会システム事務の利用に限る。